

2016年6月

駒場キャンパス連携研究棟インキュベーションルーム入居者募集要項

1. 駒場キャンパス連携研究棟インキュベーションルーム

駒場キャンパス連携研究棟インキュベーションルームは、本学の役員、教職員又は学生が行った研究・教育成果を広く社会還元することを目指す個人又は法人等が事業化の方向性を探るために最適な起業環境を提供する施設です。起業準備の段階からインキュベーション支援を行うことで、事業展開を円滑化し、市場競争力を向上させることで、その発展を図ります。

[支援の内容]

- 起業準備及びスタートアップのためのオフィススペースの提供
- 事業化推進のための相談受付
- 東京大学所属研究者の紹介や共同研究等のアレンジメント
- 会計、税務、法務、人材募集等の各種専門家の紹介
- 投資家や専門家、業務提携見込先等への事業説明会等ネットワーキングの機会の提供

2. 応募要件等

(1) 応募の対象

次に掲げる、本学の役員、教職員又は学生が行った研究・教育成果の実用化、社会還元を目的として法人を設立しようとする個人又は設立された法人を対象としています。

- ① 本学の役員、教職員が行った研究成果を特許等のライセンス契約や共同研究契約等によって実用化、社会還元するために設立されて5年以内の法人
- ② 本学の役員、教職員が兼業によって研究成果の実用化、社会還元に関与する設立後5年以内の法人
- ③ 本学の役員、教職員が行った研究成果の実用化、社会還元を目指す個人で1年以内に法人化を予定している者
- ④ 本学における研究・教育成果の実用化、社会還元を目指して本学の学生が在学中あるいは卒業後2年以内に設立した設立後5年以内の法人
- ⑤ 本学在学中の学生あるいは卒業後2年以内の個人で、1年以内に起業を予定している者

(2) 募集対象居室数

オフィスタイプの居室を3室(68㎡が1室、67㎡が1室、54㎡が1室)用意しています。
※54㎡の居室は、パーティションで区切って27㎡ずつのシェアスペースとなっています。

(3) 利用可能日

特別な事情がない限り年中利用が可能です。

(4) 利用期間

原則 1 年間とします。ただし、1 年後の入居審査委員会の評価により延長を認める場合があります。（別途申請が必要になります。）

(5) 賃料等

賃料：月額 2,000 円/m²（消費税込）

共益費(セキュリティシステム 等共用部分の利用料):月額 1,000 円/m²(消費税込)

入居時に保証金として賃料の 3 ヶ月分を差し入れていただきます。

水道光熱費については、別途実費を徴収いたします。

(6) その他

- 入居に際しては、連帯保証人が必要です。
- 指定された居室について、専有利用が可能です。
- 電話回線およびインターネット回線は、使用形態により使用料が別途発生します。
- 居室内での実験は禁止します。
- 専有居室における転貸は原則禁止します。
- その他、施設の利用に関しましては、産学協創推進本部（下記、7.）へお問い合わせください。
- 入居後に利益相反委員会から利益相反の指摘を受けた場合には、退去をお願いする場合があります。

3. 入居者の決定

(1) 入居審査委員会

入居者の選考は別に設置する入居審査委員会において行います。

(2) 選考プロセス

選考に当たっては、下記の三点を基本軸とし、申請者及び申請者により実用化される研究を行った本学教職員等の実用化への意思、経営能力や信頼性、事業計画を基にした産業界への影響度や商業的な成功の見込みなどを勘案して総合的に判断します。

- 1) 大学全体にとってのメリットが明確であること。例えば、東京大学機関帰属の知的財産等（特許等）を活用する（東京大学 TLO 経由）ことで、ロイヤリティー収入

等もたらされるなど。

2) インキュベーションの必要性（事業運営面、資金面等）が高い事業であり、ハンズオン支援の効率上、インキュベーションルーム入居の価値も高いと認められること。

3) 1年間という期間の中で、事業化可能性追求の価値を判断できること。

① 提出書類

選考のための提出書類は以下のとおりですので、ご提出ください。ご提出いただいた書類は返却されませんので、あらかじめご了承ください。

- 入居申請書（事業計画書、資金計画表を含む）
- 申請者／代表者経歴書及び参加メンバー経歴書
- 株主名簿（個人の場合は出資予定者を記載）
- 起業宣誓書（個人の場合のみ必要：「実用化、社会還元への抱負と意気込み」を記載）
- 本学の役員、教職員の推薦書（申請者／代表者が本学在学中の学生の場合のみ必要）
- その他添付書類（法人の場合：登記簿謄本、定款、直近 3 期分の決算書、直近月の残高試算表、その他事業の概要が分かるパンフレット等）

② インタビュー

産学協創推進本部スタッフから、提出書類の内容や現在の状況について直接インタビューさせていただく場合があります。提出書類の作成段階でのご相談にも応じます。

③ プレゼンテーション

入居審査委員会において、申請者本人によるプレゼンテーションを求めます。入居審査委員会は入居申請の状況をみながら、随時開催いたします。

(3) 選定の可否は委員会の決定が下り次第、申請者へ通知いたします。

(4) 入居可能時期

審査委員会による決定の通知後、入居日について打ち合わせさせていただきます。契約を締結し、保証金および賃料前払い分の入金の確認後に原則入居が可能となります。

(5) 空室が残る場合でも入居をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4. 事業化進捗状況の報告

プラザに入居する法人等は、事業化の進捗状況等を産学協創推進本部の求めに応じて報告させていただきます。

事業の実施状況等に関する情報については、入居者の同意がある場合を除いて、外部に公表することはありません。

5. 申請方法

入居を希望する法人等は、上記 3. (2) ①の書類を添えて下記 7.へ持参または送付する場合は配達証明ができる方法（配達記録、簡易書留、宅配便等）で、申請してください。

申請書類のひな型をご入用の方は、産学協創推進本部のホームページからダウンロードいただくか、産学協創推進本部（下記、7.）までご連絡ください。

6. 法令遵守

使用に当たっては、消防法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、毒物及び劇物取締法、動物の愛護及び管理に関する法律等の関係法令及び学内諸規程を遵守していただきます。

7. 本件に関する提出先・問合せ先

申請書のご提出、その他ご質問等ありましたら、下記へお問合せください。

東京大学産学協創推進本部

URL: <http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp>

住所: 〒113-0033 文京区本郷 7-3-1 東京大学産学連携プラザ

E-mail: eplaza@ducr.u-tokyo.ac.jp

TEL: 03-5841-2358